# ＴＭＢニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL ： http://www.tsubota-tmb.co.jp/ 令和３年 12 月 15 日発行
有 限 会 社トータルマネジメントブレーン Mail： tmb@tkcnf.or.jp 担当： 吉田 知史
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 ｱｸﾃｨ南森町 6F TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302

## 上場株式等の配当所得及び譲渡所得（源泉徴収ありの特定口座）の個人住民税の申告手続きが簡素化

令和３年度税制改正によって上場株式等の配当所得と譲渡所得（源泉徴収ありの特定口座）について、所得税・個人住民税で異なる課税方式を選択した場合、いずれの税目でも申告することが原則となっていましたが、令和３年分（令和４年申告）から、個人住民税で「申告不要」を選択したケースに限り、所得税の確定申告のみで申告手続きが完了することとなりました。しかし、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択したすべてのケースに適用されるわけではありません。今回は、どういったケースで申告手続きが簡素化されるのかご説明いたします。

### １．課税方式の選択次第で有利・不利が…

課税方式

| 特定配当所得 | 特定株式等譲渡所得 |
|---|---|
| ・申告不要（源泉徴収等）<br>・総合課税<br>・申告分離課税 | ・申告不要（源泉徴収等）<br>・申告分離課税 |

上場株式等の特定配当所得と特定譲渡所得（源泉徴収ありの特定口座）の課税方式については、平成２９年度税制改正により、税務上の有利・不利を踏まえて、所得税・個人住民税で異なる課税方式を選択できることになりました。対象となる特定配当所得は源泉徴収口座（特定口座）等で受ける上場株式等の配当、特定譲渡所得は源泉徴収口座（特定口座）等における上場株式等の譲渡益です。税率は所得税１５．３１５％（復興所得税を含む）と住民税５％の合計２０．３１５％の税率であらかじめ徴収されるため、原則として申告の必要はありません。ただし、税額控除の適用や譲渡損失の損益通算及び繰越控除等を行うために、所得税の確定申告や住民税の申告を選択することができます（配当所得及び譲渡所得を申告する場合には、配偶者控除や扶養控除等の収入判定に含まれるためご注意ください）。異なる課税方式を選択する場合には、所得税の確定申告を行った上で、個人住民税の納税通知書の送達日までに、個人住民税の申告を行うことが原則でした。令和３年度税制改正で「個人住民税について、上場株式等の配当所得等の全部を源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として所得税の確定申告書の提出のみで手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されることになります。

### ２．申告不要を選択したケースのみ簡素化

所得税・個人住民税で異なる課税方式を選択した全てのケースに対応したものではなく、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の全部を「申告不要」としたケースに限られます。国税庁が公表した「令和３年分確定申告書（案）」でも、住民税・事業税に関する事項として、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄の新設にとどまっています。そのため、例えば、上場株式等の配当所得について、所得税で「総合課税」、個人住民税で「申告分離課税」を選択したケースでは、これまで通り、個人住民税の申告も必要となります。また、上場株式等の配当所得等の全部を「申告不要」としたケースに限られるため、一部の配当所得等に「申告不要」を選択したケースは、個人住民税の申告は必要となります。

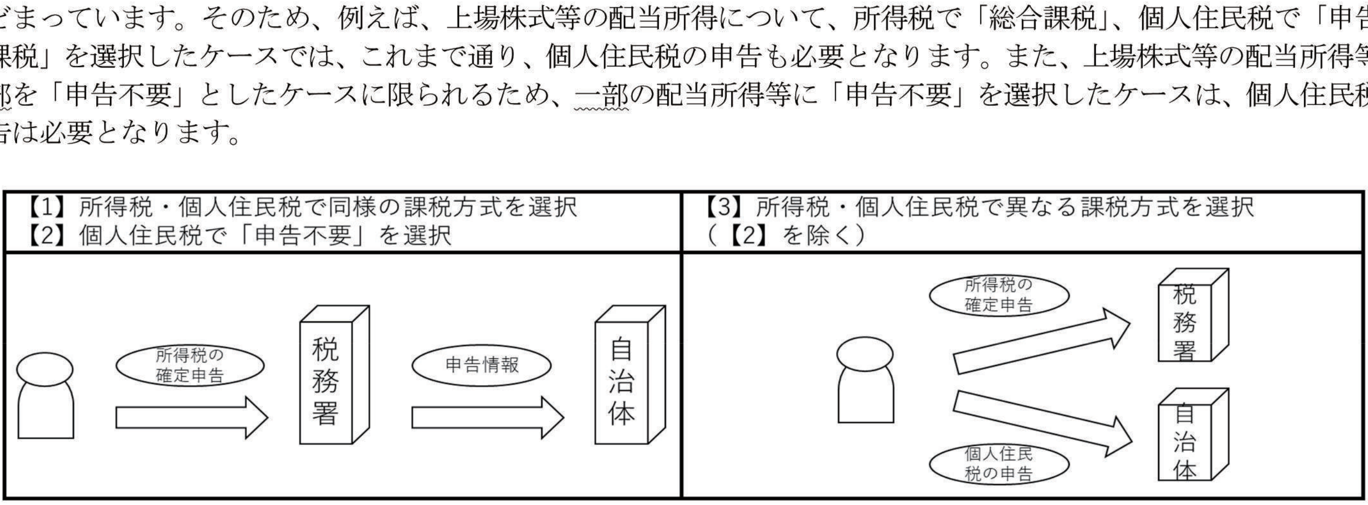


**【参考】上場株式等の配当所得と譲渡所得（源泉徴収ありの特定口座）の申告手続きのイメージ**

### ３．まとめ

上場株式等の配当所得及び譲渡所得（源泉徴収ありの特定口座）の確定申告は課税方式の選択によって有利・不利が生まれる特殊な税額計算の方式です。今回の改正で申告手続きが一部簡素化されましたが、課税方式の選択いかんによって納めるべき税金が違ってきます。上場株式や特定口座をお持ちの方は、選択方法について一度考えてみてはいかがでしょうか。ご要望があれば弊社でも課税方式ごとに税額を比較し、有利な申告を行うお手伝いをさせていただきます。
※令和４年税制大綱で令和６年以降の個人住民税について課税方式を所得税と一致させる案が出ております。